

債権譲渡登記手数料の変更について

平成18年4月1日から、「所得税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、債権譲渡登記手数料が変わりました。

1 変更の内容

債権譲渡に関する登記申請に登録免許税が課されることになり、これまでの登記手数料に代えて、登録免許税を納付していただくことになりました。(下表参照)

登記の種類	課税標準		登録免許税	
			納付額	本則
債権譲渡登記	1件につき	1件の債権の個数が 5000個以下の場合	7,500円	15,000円
質権設定登記		1件の債権の個数が 5000個を超える場合	15,000円	15,000円
延長登記	1件につき		3,000円	7,500円
抹消登記	1件につき		1,000円	1,000円

注 登録免許税額は、租税特別措置法第84条の4により軽減された額(特例)を納付していただくことになります。

2 登録免許税の納付の方法

(1) 書面による申請の場合

日本銀行、日本銀行歳入代理店、郵便局及び収納を行う税務署に納付した場合の領収証書または**収入印紙**を印紙等貼付用紙等に貼り付けて、申請書に添付して債権登録課の窓口へ提出または郵便等により送付することになります。

(2) オンラインによる申請の場合

ア 歳入金電子納付システムによる納付(従来の取扱いに変更はありません。)

オンライン登記申請を法務省オンライン申請システムに送信すると、処理状況一覧画面の「コメント」欄に、歳入金電子納付システムを利用して登録免許税を納付することができる納付期限、納付手続に必要な収納機関番号、納付番号及び確認番号の納付情報が掲示されます。なお、メールアドレスを登録している方には、法務省オンライン申請システムに納付情報が掲示された旨の電子

メールが送信されることとなります。

納付期限は法務省オンライン申請システムに納付期限情報が記録された日の翌運用日までとなりますのでご注意ください。

なお，歳入金電子納付システムを利用して納付する方法には，インターネットバンキング，モバイルバンキング，電子納付対応のATMがありますが，詳しくは，各金融機関でご確認願います（国庫金電子納付システムのホームページ（<https://www.mof-ac.go.jp/reps/info.jsp>）にご案内がありますのでご利用願います。）。

イ 領収証書又は印紙による納付

日本銀行，日本銀行歳入代理店，郵便局及び収納を行う税務署に納付した場合の領収証書または**収入印紙**を印紙等貼付用紙等に貼り付けて，債権登録課の窓口へ提出するか，郵便等により送付することとなります。ただし，納付期限は法務省オンライン申請システムに納付期限情報が記録された日の翌運用日までとなりますのでご注意ください。

3 その他

登記事項証明書及び登記事項概要証明書の交付を請求する場合については，これまでどおり登記手数料を納付していただくため，申請書に印紙を貼付する方法により請求する場合には，**登記印紙**を貼って下さい。